

熊本県における新型コロナウイルス感染症に関する概況

【令和2年（2020年）10月7日】

1 熊本県における現状認識

国内の感染状況はピークを越え、感染者数は減少傾向にあるが、減少スピードに下げ止まりが見られる。また、一部の自治体では再増加やクラスター発生等も見られており、警戒が必要な状況が継続している。

本県においては、期間中（9/29～10/5）に接待を伴う飲食店においてクラスターの発生があり、新規感染者は**55例**で、リンク不明感染者は**7例**であった。この状況から、**リスクレベル**については「**レベル3警報**」に引き上げる。

感染者の急増は接待を伴う飲食店によるクラスターによるものであるため、熊本市と連携し、本事例及び類する施設で同様事案が起らないよう、封じ込め対策及び啓発の強化を行う。

また、クラスター以外の感染者も微増しているため、県民全員が危機感を新たにし、基本的な感染防止対策及び「新しい生活様式」の実践を徹底について、啓発を進める。

前回（9/30）	今回（10/7発表）
レベル2警戒 なお、感染状況に変化はない。	レベル3警報 なお、感染状況は拡大傾向にある。

※リスクレベルは、「特別警報」、「警報」、「警戒」、「注意」、「平常」の5区分で判断する。

※レベルに加え、感染状況の傾向の判断を行う。

[熊本県リスクレベル]

※あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付けられるか、また、具体的な対策は

本県あるいは全国の感染状況及びその傾向（拡大・縮小）を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断する。

リスクレベル	県の判断基準	対策例
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者15名以上 かつ ②リンク無し感染者8名以上	レベル3の対策に加え ・不要不急の外出自粛要請 ・県外等への移動自粛を要請 ・全ての催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル3 警報	県内で ①新規感染者10名以上 又は ②リンク無し感染者5名以上	レベル2の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル2 警戒	県内で①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	レベル1の対策に加え ・感染拡大リスクを高める3つの密が重なる催事の自粛要請 ・不特定多数が利用する県有施設の閉館
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生	レベル0の対策に加え ・3つの密が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない	・新しい生活様式の広報・実践

※「リンク無し感染者」とは、感染源が特定できないもの。

※レベルを上げる場合は、週ごとに総合的に判断し、レベルを下げる場合は、前週、前々週の発生状況を踏まえ、同様に判断する。

※各所管施設の開閉においては、所在する市町村と情報共有し、調整に努めること。

※3つの密とは、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

2 熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 座長コメント (10月6日現在)

- 熊本県内では、先週（9/29～10/5）、新規感染者は55例（うち感染源が特定できないリンク無し感染者7例）が確認された。
- 熊本市内の飲食店においてクラスターが発生するなど、県市ともに、再び感染拡大傾向に転じていると言える。
- リスクレベルについては、判断基準に基づき、県は一段階引き上げ「レベル3警報」、熊本市は二段階引き上げ「レベル4特別警報」とすることが妥当である。
- 熊本市内の感染者については、その大半が接待を伴う飲食店でのクラスター関連であり、その他の感染者についてもある程度範囲が限定される事例が多いことから、これまで市が実施してきた中心市街地の飲食店への緊急PCR検査について、接客を伴う店舗を対象に積極的な受検勧奨を行うとともに、積極的疫学調査等を徹底することで、これ以上の感染拡大を防止する必要がある。
- 先々週まで県市ともに減少傾向が続いていたことから、病床稼働率や重症者数についてはまだ低水準であり、医療提供体制がすぐに逼迫する状況ではなく、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の示した指標では、現時点では「前週との比較」の指標以外、すべてステージ2の状況にある。
- ただちに県民市民への行動自粛を促す状況ではないものの、このまま感染拡大が続けば、その他の指標の悪化にもつながるため、クラスターの抑え込みを徹底しつつ、経過を観察していく必要がある。
- 県民・市民及び事業者の皆様は、県内の感染動向を注視しながら、引き続き「3つの密」の回避をはじめ、「新しい生活様式」の実践に取り組んでいただきたい。

3 県民の皆様へのお願い（10月7日発表）

熊本県のリスクレベルは【レベル3警報】に引き上げます。

また、感染状況は、増加傾向にあります。

つきましては、感染防止のため、次の対応を行います。

(1) 県民の皆様等に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項により要請すること

※これ以上の感染拡大を防ぐ必要があります。レベルによらず、基本的な感染防止対策が最も重要です。油断なく対策を継続されますようお願いいたします。

① 県民の方への要請

- ・「3つの密」のある場及び感染が流行している地域への移動は極力自粛して下さい。
- ・発熱やかぜの症状がある場合は会食等に参加しないようにしてください。
- ・マスク着用、手洗い、人と人との距離の確保等の感染防止対策の徹底を要請します。
- ・帰宅直後の手洗いや入浴、発熱等の症状がある同居者と部屋を分けるなど、家庭内における感染防止対策を徹底して下さい。
- ・高齢者、基礎疾患を有する方及びその御家族の方は、外出の際は感染防止対策を特に徹底することを要請します。
- ・ステッカーを掲示していないなど、感染防止対策のできていない「特定の飲食店」※の利用自粛を要請します。

※...「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」
(令和2年7月17日付け内閣官房事務連絡)

② 事業者の方への要請

- ・「特定の飲食店」※においては、感染拡大予防ガイドラインや県が示すチェックリスト等による感染防止対策を徹底するとともに、それが県民に分かるよう、令和2年7月30日付けで通知したステッカー等を掲示することを要請します。
- ・企業及び事業所等における感染防止対策を要請します。
- ・社会福祉施設及び医療機関においては、施設内感染や院内感染を防止する対策の徹底を要請します。
- ・事業所や施設内における感染防止対策においては、特に次の点に留意し具体化して下さい。
 - ・感染者や有症状者等が発生した場合の、事業所内での連絡体制や事業休止のルール等を定めておくこと。
 - ・感染者等が発生した場合の、対策責任者や対応者等を定めておくこと。

③ 催事の主催者の方への要請

- ・感染防止対策の徹底を要請します。

(2) 基本的な考え方

- ・「新しい生活様式」の実践をお願いします。
- ・コロナウイルス検査を受ける時や感染者との濃厚接触疑い時などに、保健所から自宅待機を指示された場合は、指示を守っていただきますようお願いします。

(3) 外出自粛について

- ・発熱等の症状がある場合は、外出を控えて下さい。
- ・外出の際は、マスクの着用や手指の消毒などを行い、特に観光地においては人との距離を確保して下さい。

(4) イベントの開催制限について

- 下記に示す収容率及び上限人数の緩和を受けたい場合は、業界団体が定める業種別ガイドラインについて、令和2年9月11日事務連絡別紙3を満たした改定が行われ、改定後のガイドラインを用いた感染防止活動の実施を担保し（別紙4のチェックを実施）、それを公表することが条件です。条件を満たしていない場合、従前どおり収容率50%以内かつ上限人数5,000人での実施をお願いします。

○参加人数5,000人までのイベントの、収容率の緩和

- ・大声での歓声・声援等がない、クラシック音楽コンサート等については、収容率100%以内（席がない場合は適切な間隔）での実施が可能です（5,000人まで）。
- ・大声での歓声・声援等が想定されるロックコンサート等については、原則収容率50%以内（席がない場合は1mの間隔）での実施となります。ただし、同一グループ5人以内であれば、座席間隔を空けない着席を認めます（5,000人まで）。

○参加人数5,000人以上のイベントの、上限人数の緩和

- ・10,000人以上を収容できる施設において、収容率50%での実施をお願いします。収容率が50%以内であれば、参加人数に上限はありません。

●地域の行事、お祭り、野外フェス等

- ・参加者の把握ができるイベント（地域の盆踊り等）は、適切な感染防止策を講じた上で実施して下さい。大声がないものは、収容率100%を認めます。
- ・全国的又は広域的な人の移動が見込まれ、参加者の把握が困難な花火大会、お祭り・野外フェス等の開催は、十分な人と人との間隔（1m）を設けてください。できない場合は中止を含めて慎重に判断してください。

- ・全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合、施設管理者又はイベントの主催者は、県に事前相談してください。

(5) 事業者の感染防止活動について

- ・県が示した業種別の「感染防止対策チェックリスト」、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインにより、十分感染防止活動を行ってください。
- ・熊本市をはじめ、各市町村及び団体等が行う飲食店における感染防止対策支援事業に積極的に取り組み、感染防止を十分に図って下さい。
- ・県において感染防止講習会への講師派遣等を行います。20名程度以上を単位とし、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局あてお申し込みください。

(6) その他

- ・被災地での活動における感染防止対策のために、被災者、職員、支援者全ての立場の方（報道関係者を含む）は、「被災地で活動する際の感染防止対策チェックリスト」を用い、改めて徹底をお願いします。
- ・厚生労働省がリリースした接触確認アプリの、積極的な利用をお願いします。

【熊本県における新型コロナウイルス感染者発生状況（7/7～10/5）：確定日ベース】

